

犯罪被害者等法律援助業務運営細則を次のように定める。

令和7年10月23日

日本司法支援センター
理事長 丸 島 俊 介

犯罪被害者等法律援助業務運営細則

第1章 通則

(目的)

第1条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第101条の規定に基づき、犯罪被害者等法律援助業務の運営に関する細則を定めることを目的とする。

(支部における規定の適用)

第2条 支部の業務において、この細則の規定に「地方事務所長」とあるのは、「支部長」と読み替えるものとする。ただし、第7条第1項において、地方事務所長が、支部長が犯罪被害者等代理援助受任者となる案件に対する決定及び決裁を行う場合は、この限りでない。

(弁護士との契約に関する事項)

第3条 センターは、地方事務所において、当該地方事務所に対応する弁護士会の所属弁護士から犯罪被害者等法律援助契約の申込書の提出を受けることにより、犯罪被害者等法律援助契約の申込みを受け付ける。

2 地方事務所は、前項に基づく申込みの受付について、当該地方事務所に対応する弁護士会からの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書の取りまとめを依頼し、所属弁護士の申込書を弁護士会からまとめて受ける方法により申込みを受け付けることができる。

3 センターは、弁護士からなされた申込みの諾否を決定するために必要があるときは、当該弁護士の所属弁護士会に照会するなどの方法により、所要の調査を行う。

(弁護士との契約の締結)

第4条 センターは、犯罪被害者等法律援助業務に関し犯罪被害者等の援助に精通している弁護士と犯罪被害者等法律援助契約を締結する。

2 弁護士との犯罪被害者等法律援助契約の締結に関する事項については、次の各号に掲げる場合を除き、申込みを受け付けた地方事務所の地方事務所長が申込みに対する諾否を決定する。

(1) 契約締結障害事由があること以外を理由として契約の申込みを拒絶する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、地方事務所長が理事長の判断を要すると認めた場合

3 前項各号に掲げる場合については、理事長が申込みに対する諾否を決定する。

(犯罪被害者等法律援助の申込みの受付場所)

第5条 犯罪被害者等法律援助の申込みは、被害地又は特定犯罪被害者等若しくは加害者の住所若しくは居所を管轄する地方裁判所に対応するセンターの事務所又は同裁判所の管轄区域に設立された弁護士会に所属する犯罪被害者等法律援助契約弁護士の事務所において受け付ける。ただし、その他センターが相当と認めた場所においても受け付けることができる。

(犯罪被害者等法律援助の申込方法等)

第6条 犯罪被害者等法律援助の申込みは、センター所定の書面（以下「犯罪被害者等法律援助申込書」という。）により行うものとする。ただし、音声及び動画又は音声のみを電気通信回線で送受信する方法により行う犯罪被害者等法律援助の申込みについては、この限りでない。

2 犯罪被害者等法律援助申込者は、犯罪被害者等法律援助申込書を記入し、前条に定める犯罪被害者等法律援助の申込場所に提出するものとする。ただし、犯罪被害者等法律援助申込者が、病気、障害その他の事由により、記入することができないときは、他の者に記入させることができる。

3 犯罪被害者等法律援助申込者は、犯罪被害者等法律援助申込書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所

(2) 特定犯罪被害者等である旨

(3) 資産に関する事項

(4) 前各号に定めるもののほか、センターが必要と認める事項

(地方事務所長が犯罪被害者等代理援助受任者となる案件に対する決定等)

第7条 地方事務所長が犯罪被害者等代理援助受任者となる案件に対する決定及び決裁は地方事務所の副所長が行い、支部長が犯罪被害者等代理援助受任者となる案件に対する決定及び決裁は地方事務所長が行うものとする。

2 地方事務所長又は副所長（以下「所長等」という。）は、犯罪被害者等代理援助の申込者又は被援助者（以下「被援助者等」という。）が、所長等の現に受任又は受託（以下「受任等」という。）している事件（現に法律相談を受けている事件を含む。以下同じ。）の相手方であるときは、これを知りながら、当該犯罪被害者等代理援助に関する決定及び決裁に関与してはならない。この場合において、当該犯罪被害者等代理援助に関する決定及び決裁は、当該所長等以外の所長等が行うものとする。

(決定等に関与した案件に関する書面等へのアクセス禁止等)

第8条 所長等は、次の各号に掲げる場合には、当該犯罪被害者等法律援助に関する書面及び電磁的記録にアクセスしてはならない。

(1) 前条第2項の規定により犯罪被害者等代理援助に関する決定及び決裁に関与することができないとき

- (2) 所長等が決定又は決裁に関与した犯罪被害者等法律援助被援助者が、所長等の現に受任等をしている事件の相手方であることを所長等が知ったとき
- 2 前項各号に規定する場合において、当該所長等は、当該犯罪被害者等法律援助に関して職務上知り得た情報を、自己が現に受任等をしている事件に利用してはならない。

第2章 犯罪被害者等法律相談援助の実施

(犯罪被害者等法律援助資力基準に定める資産)

第9条 業務方法書別表9犯罪被害者等法律援助資力基準第1項に定める「その他別に定めるこれらに準ずる資産」は、次に掲げるものとする。

- (1) 小切手法（昭和8年法律第57号）第6条第3項の規定により金融機関が自己宛てに振り出した小切手
 - (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会に対する貯金
 - (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第18条又は船員法（昭和22年法律第100号）第34条の規定により管理される労働者又は船員の貯蓄金
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条第1項若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項に規定する組合に対する組合員の貯金又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条第1項に規定する事業団に対する加入者の貯金
 - (5) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項各号に規定する有価証券又は同条第2項の規定により有価証券とみなされるもの
- 2 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項各号に規定する郵便貯金は、前項の規定の適用については、同項第2号に掲げる資産とみなす。

(犯罪被害者等法律援助申込者の資力及び成果報酬から控除する給付金)

第10条 業務方法書第80条の8第4項及び同別表9犯罪被害者等法律援助資力基準第1項に定める「その他別に定める犯罪被害者等に対する給付金」は、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第30条第1項第9号イ又はロに規定する罪の犯罪行為による犯罪被害を原因として、国又は地方公共団体から支給を受けた遺族見舞金、重傷病見舞金その他これらに類する給付金とする。

(犯罪被害者等法律援助申込者の資力から控除することのできる費用)

第11条 業務方法書別表9犯罪被害者等法律援助資力基準第1項に定める「支援法第30条第1項第9号イ又はロに規定する罪の犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として犯罪被害者等法律援助の申込みの日から1年以内に支出することとなると認められる費用」は、次に掲げるもののうち、犯罪被害者等法律援助の申込みの日から1年以内に支出することが認められるものであり、当該費用を支出す

ることが必要かつ相当と認められるものとする。

- (1) 治療関係費(手術費、治療費及びカウンセリング費)
- (2) 入院及び通院付添費(職業付添人によるものに限る。)
- (3) 入院雑費及び通院交通費・宿泊費
- (4) リハビリテーション・介護に要する費用
- (5) 被害者の葬儀代
- (6) 装具・器具等(義歯、義眼、義手、義足等)購入費
- (7) 転居費用
- (8) 裁判に係る交通費・宿泊費(犯罪被害者等法律援助申込者が負担する場合に限る)

(犯罪被害者等法律相談援助の実施)

第12条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律相談援助を実施するに当たり、犯罪被害者等法律援助申込者のプライバシーの確保に配慮しなければならない。

2 センターは、犯罪被害者等法律援助契約弁護士が、犯罪被害者等法律相談援助を実施するに当たり、移動に以下の基準に定める時間を要したと認める場合、当該基準に定めた額の出張手当を支出する。

- (1) 犯罪被害者等法律援助契約弁護士の事務所から犯罪被害者等法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復60分以上120分未満のとき 5,500 円
- (2) 犯罪被害者等法律援助契約弁護士の事務所から犯罪被害者等法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復120分以上180分未満のとき 11,000 円
- (3) 犯罪被害者等法律援助契約弁護士の事務所から犯罪被害者等法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復180分以上240分未満のとき 16,500 円
- (4) 犯罪被害者等法律援助契約弁護士の事務所から犯罪被害者等法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復240分以上のとき 22,000 円

(犯罪被害者等法律相談援助の法律相談費等)

第13条 業務方法書第80条の11第4項本文に基づき、犯罪被害者等法律相談担当者に対して支払う法律相談費は、以下の基準に従い地方事務所長が定めた額とする。

- (1) 相談時間が60分未満のとき 5,500 円
- (2) 相談時間が60分以上を要したとき 11,000 円

2 センターは、犯罪被害者等法律相談援助の要件を満たす法律相談が、センターの実施する他の法律相談援助の要件も満たす場合においては、いずれか1つの法律相談費、出張手当及び通訳料のみを支払う。

(法律相談票等の作成と提出)

第14条 犯罪被害者等法律相談担当者は、犯罪被害者等法律相談援助を行ったときは、法律相談票を作成し、地方事務所長に対し、犯罪被害者等法律相談援助の実施の日から1か月以

内に、犯罪被害者等法律援助申込書と共に提出するものとする。

- 2 犯罪被害者等法律相談担当者は、犯罪被害者等法律相談援助を行ったときは、犯罪被害者等法律援助申込書に、犯罪被害者等法律援助被援助者が当該犯罪被害者等法律相談援助を受けたことを確認する当該犯罪被害者等法律援助被援助者の署名を得るものとし、当該署名を得ることができなかつたときは、その理由を地方事務所長に申し出なければならない。
- 3 音声及び動画又は音声のみを電気通信回線で送受信する方法による犯罪被害者等法律相談援助を実施する場合は、犯罪被害者等法律相談担当者において、法律相談票に同方法による犯罪被害者等法律相談援助である旨を記載することで、前項に定める理由の申出があったものとみなす。
- 4 第1項の提出は、ファクシミリにより行うことができる。
- 5 犯罪被害者等法律相談担当者は、犯罪被害者等法律相談援助実施の日から1か月以内に、地方事務所長に対し、法律相談票及び犯罪被害者等法律援助申込書（以下「法律相談票等」という。）を提出しないときは、当該期限を経過した理由を地方事務所長に申し出なければならない。
- 6 センターは、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該犯罪被害者等法律相談援助の法律相談費を支払わない。
 - (1) 第2項に係る犯罪被害者等法律援助被援助者の署名を得ることができなかつた場合において、その理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき
 - (2) 犯罪被害者等法律相談担当者が第1項の期限内に法律相談票等を提出しなかつた場合において、当該期限を経過した理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき
 - (3) 犯罪被害者等法律相談担当者が犯罪被害者等法律相談援助を実施する時点において、犯罪被害者等法律援助業務につき所属する弁護士会が指定した研修を受講していないとき（犯罪被害者等法律援助契約を締結した後に最初に実施する犯罪被害者等法律相談援助である場合、その他特別の事情がある場合を除く）（犯罪被害者等法律相談援助の通訳人の費用）

第15条 センターは、犯罪被害者等法律相談援助を実効的に行うために、外国語等の通訳サービスの提供が必要かつ相当と認めたときは、この条の規定に従い、犯罪被害者等法律相談担当者が委託した通訳人の費用を支出することができる。ただし、犯罪被害者等法律援助被援助者が自ら適当な通訳人を確保できる場合は、この限りでない。

- 2 犯罪被害者等法律相談担当者は、センターに対して通訳人の費用の支出を求めるときは、法律相談を実施する前にあらかじめ地方事務所長の承認を得なければならない。ただし、犯罪被害者等法律相談担当者が事前にセンター所定の申請書をセンターに提出（ファクシミリによる提出を含む。）したにもかかわらず、センターの業務時間外その他センターの事情により法律相談を実施する前に承認を得られなかつた場合であつて、事後に地方事務所長が承認したときは、当該承認は法律相談を実施する前に行われたものとみなす。
- 3 通訳料（消費税を含む。）は、以下の基準によるものとする。

- (1) 最初の1時間まで11,000円とし、延長10分ごとに1,100円を加算する。
- (2) 通訳人の移動時間、待機時間等は支払対象外とし、1回当たりの上限額（旅費を除く。）は27,500円とする。

4 通訳人の通訳サービスを提供するための旅費は、現に支払った旅費の額を支給するものとし、1回当たりの上限額は11,000円とする。

（報告書未提出案件が一定件数を超えた場合の取扱い）

第16条 センターは、犯罪被害者等法律援助契約弁護士が、センターの督促にもかかわらず報告書を提出していない犯罪被害者等代理援助案件（以下「報告書未提出案件」という。）の合計件数が、理事長が別に定める数に達したときは、当該犯罪被害者等法律援助契約弁護士に、犯罪被害者等法律相談援助を実施させないことができる。ただし、報告書未提出案件の合計件数が、理事長が別に定める数に達した後、当該犯罪被害者等法律援助契約弁護士から、報告書未提出案件に係る全ての報告書が提出され、かつ、センターが実施させないこととした犯罪被害者等法律相談援助を実施したい旨の申出があったときは、この限りでない。

（法律事務の受任に関する原則）

第17条 犯罪被害者等法律相談担当者は、自らが犯罪被害者等法律相談援助を行った案件につき、犯罪被害者等法律相談援助の被援助者が犯罪被害者等代理援助の申込みを希望するときは、当該犯罪被害者等代理援助案件の犯罪被害者等代理援助受任者となるよう努めなければならない。

第3章 犯罪被害者等代理援助の審査の手續

（専門員）

第18条 センターは、本部事務所に専門員を置く。

- 2 理事長は、弁護士の中から専門員を選任する。
- 3 専門員の任期は2年以内で理事長が別に定める期間とする。
- 4 専門員は、再任されることができる。

（審査に関与した専門員の選任禁止）

第19条 センターは、犯罪被害者等代理援助に係る審査に関与した専門員を、業務方法書第80条の20第1項に規定する犯罪被害者等代理援助受任者となるべき者として選任してはならない。ただし、他に犯罪被害者等代理援助受任者となるべき者を選任することが困難な場合は、この限りでない。

（専門員が受任者となる事件に関する意見聴取）

第20条 センターは、専門員が犯罪被害者等代理援助受任者となる犯罪被害者等代理援助案件に関しては、当該専門員から次条第4項の意見を聴くことはできない。

- 2 専門員は、被援助者等が、専門員が現に受任等している事件の相手方であるときは、直ちにセンターに申し出なければならない。この場合において、センターは、当該犯罪被害者等代理援助に係る審査について、当該専門員以外の専門員から意見を聴くものとする。

- 3 前項本文の場合において、専門員は、当該犯罪被害者等代理援助に関して職務上知り得た情報を、専門員が現に受任等している事件に利用してはならない。

(審査の方法)

第21条 センターは、業務方法書その他の規程に従い、業務方法書第80条の6第1項の審査を行う。

- 2 前項の審査は、書面又は電磁的記録により行う。
- 3 センターは、第1項の審査において、犯罪被害者等法律援助被援助者から、犯罪被害者等代理援助の対象となる手続に関わる事情を聴取し、又は聴取に代えて犯罪被害者等法律援助被援助者に書面の提出をさせることができる。
- 4 センターは、第1項の審査を行うに当たり、必要に応じて専門員の意見を聴くことができる。

第4章 犯罪被害者等代理援助の申込み及び開始決定

(審査の際に申込者に提出を求める書類)

第22条 地方事務所長は、犯罪被害者等代理援助の審査に際し、犯罪被害者等代理援助の申込者に対し、以下の各号に掲げる書類の提出を求める。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

- (1) 犯罪被害者等代理援助の申込者及びその配偶者を確認するための資料。ただし、配偶者の資力を加算することが相当でないときは配偶者を確認するための資料の提出は要しない。

ア 犯罪被害者等代理援助の申込者が日本人である場合は、当該申込者及び配偶者の記載のある住民票（続柄の記載のあるもの）の写し。ただし、これによることが困難な事情があるときは、犯罪被害者等代理援助の申込者の氏名及び住所又は居所並びにその配偶者の氏名を確認できる書面の提出をもってこれに代えることができる。

イ 犯罪被害者等代理援助の申込者が外国人である場合は、在留カード又はこれに代わる書面。ただし、これによることが困難な事情があるときは、当該申込者の氏名及び住所又は居所を確認できる書面の提出をもってこれに代えることができる。

- (2) 犯罪被害者等代理援助の申込者及びその配偶者の資力を確認するための資料

所定の資力申告書（配偶者の資力を加算することが相当でないときは、申込者の資力申告のみで足りる。）

- (3) 犯罪被害者等代理援助の申込者が特定犯罪被害者等であることを確認できる資料

ア 犯罪被害者等代理援助の申込案件の概要を記載した書面

イ 総合法律支援法施行令第10条の2第2項に規定する程度の被害（同条第1項に規定する罪の犯罪行為により受けたものに限る。）を負った場合は、これを証する診断書又はこれに代わる書面

ウ 犯罪被害者等代理援助の申込者が、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である場合は、被害者と

の続柄に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

- (4) 犯罪被害者等代理援助の申込者及び犯罪被害者等代理援助開始決定を条件に犯罪被害者等代理援助の受任を承諾している犯罪被害者等法律援助契約弁護士（以下「受任予定者」という。）の署名又は押印のあるセンター所定の書式の犯罪被害者等個別契約の契約書の写し及び犯罪被害者等代理援助の申込者の署名又は押印のあるセンター所定の書式の重要事項説明書の写し。

- (5) その他センターが必要と認める資料

（犯罪被害者等代理援助の申込者が未成年者である場合の特則）

第23条 地方事務所長は、犯罪被害者等代理援助の申込者が未成年者である場合は、前条の規定にかかわらず、犯罪被害者等代理援助に係る審査に際し、犯罪被害者等代理援助の申込者に対し、次の各号に掲げる書類の提出を求める。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

- (1) 犯罪被害者等代理援助の申込者及びその法定代理人を確認するための資料。ただし、法定代理人の同意が得られないことについて相当な理由があるときは法定代理人を確認するための資料の提出は要しない。

ア 犯罪被害者等代理援助の申込者が日本人である場合は、当該申込者及びその法定代理人の記載のある住民票（続柄の記載のあるもの）の写し。ただし、これによることが困難な事情があるときは、当該申込者の氏名及び住所又は居所並びにその法定代理人の氏名を確認できる書面の提出をもって、これに代えることができる。

イ 犯罪被害者等代理援助の申込者が外国人である場合は、在留カード又はこれに代わる書面。ただし、これによることが困難な事情があるときは、当該申込者の氏名及び住所又は居所を確認できる書面の提出をもって、これに代えることができる。

- (2) 犯罪被害者等代理援助の申込者及びその法定代理人の資力を確認するための資料

所定の資力申告書（法定代理人の資力を加算することが相当でないときは申込者の資力申告のみで足りる。）

- (3) 犯罪被害者等代理援助の申込者が特定犯罪被害者等であることが確認できる資料

ア 犯罪被害者等代理援助の申込案件の概要を記載した書面

イ 総合法律支援法施行令第10条の2第2項に規定する程度の被害（同条第1項に規定する罪の犯罪行為により受けたものに限る。）を負った場合は、これを証する診断書又はこれに代わる書面

ウ 犯罪被害者等代理援助の申込者が、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹である場合は、被害者との続柄に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

- (4) 法定代理人の同意に関する資料

所定の同意確認書。法定代理人の同意が得られないことについて相当な理由がある場合には、その理由を記載した書面。

(5) 犯罪被害者等代理援助の申込者及び受任予定者の署名又は押印のあるセンター所定の書式の犯罪被害者等個別契約の契約書の写し及び犯罪被害者等代理援助の申込者の署名又は押印のあるセンター所定の書式の重要事項説明書の写し

(6) その他センターが必要と認める資料

(犯罪被害者等法律相談援助からの申込み)

第24条 犯罪被害者等法律相談担当者は、犯罪被害者等法律相談援助を実施した場合において、犯罪被害者等法律援助被援助者が犯罪被害者等代理援助を希望し、犯罪被害者等法律相談担当者が犯罪被害者等代理援助の受任を承諾するときは、犯罪被害者等法律援助の申込案件の概要を記載した調書（以下「犯罪被害者等事件調書」という。）を作成しなければならないものとする。

2 犯罪被害者等法律相談担当者は、犯罪被害者等事件調書を作成したときは、犯罪被害者等法律援助被援助者から提出を受けた書面と併せてこれを地方事務所長に提出しなければならない。

3 地方事務所長は、犯罪被害者等法律援助申込書及び犯罪被害者等事件調書の提出を受けたときは、速やかに、特定犯罪被害者等の申込案件の審査を行う。

4 地方事務所長は、犯罪被害者等法律援助契約弁護士が犯罪被害者等代理援助開始決定を条件に犯罪被害者等代理援助の受任を承諾している案件（以下「犯罪被害者等持込案件」という。）の申込みについて、当該犯罪被害者等法律援助契約弁護士から犯罪被害者等事件調書の提出があったときは、犯罪被害者等法律相談援助を省略し、前項の審査を行うことができる。

(犯罪被害者等法律援助契約を締結していない弁護士による犯罪被害者等持込案件)

第25条 センターは、犯罪被害者等代理援助開始決定を条件に当該犯罪被害者等代理援助案件の受任を承諾した弁護士が犯罪被害者等法律援助契約を締結していないときは、当該契約を締結の上、当該弁護士を犯罪被害者等代理援助受任者となるべき者として選任することができる。

2 地方事務所長は、前項の規定により犯罪被害者等代理援助受任者となるべき者を選任したときは、当該犯罪被害者等代理援助受任者となるべき者にその旨を通知する。

(民事法律扶助の援助開始決定との関係)

第26条 地方事務所長は、同一の案件について、既に民事法律扶助の代理援助又は書類作成援助を開始している手続であって犯罪被害者等代理援助において重複する事務が予定されている場合は、既に援助開始決定をしている民事法律扶助の援助の終結決定をしない限り、犯罪被害者等代理援助開始決定をすることができない。

(犯罪被害者等代理援助開始決定をする場合の手続)

第27条 地方事務所長は、犯罪被害者等代理援助開始決定をしたときは、その決定書を犯罪被害者等代理援助受任者に交付する。

2 犯罪被害者等個別契約は、センターが当該案件の犯罪被害者等代理援助開始決定をした

時に成立する。ただし、当該犯罪被害者等個別契約の効力は、犯罪被害者等代理援助開始決定をした日にかかわらず、当該案件の犯罪被害者等代理援助申込書をセンターが受理した日（ファクシミリによる申込みで送信日が明らかな場合は送信日）から有するものとする。

第5章 犯罪被害者等代理援助の実費等

（旅費－実額積算による場合）

第28条 センターは、犯罪被害者等代理援助受任者が犯罪被害者等代理援助案件の処理のため犯罪被害者等代理援助受任者の事務所所在地ではない地（以下「目的地」という。）に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、犯罪被害者等代理援助受任者が、通常の経路及び方法を用いて移動する場合であって、領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え、ETC利用証明書明細、プリペイドカードの裏面に印字された利用明細等の文書が提出されたときは、現に支払った旅費の額を支給することができる。

（旅費－直線距離に基づく場合）

第29条 センターは、前条の規定にかかわらず、犯罪被害者等代理援助受任者が直線距離に基づく算出基準により旅費を計算することを希望する場合において、犯罪被害者等代理援助受任者が犯罪被害者等代理援助案件の処理のため目的地に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、犯罪被害者等代理援助受任者が、通常の経路及び方法（自家用車の使用が通常の方法と認められる場合を含む。）を用い、犯罪被害者等代理援助受任者の事務所所在地を出て当該目的地において必要かつ相当な活動を行うときは、下記に定める基準により、必要な旅費を支給することができる。ただし、前条の規定により、犯罪被害者等代理援助受任者の事務所所在地と目的地との間の全部又は一部の区間につき実費額による支出をするときは、その余の区間について直線距離に基づく旅費額の支給は行わないものとする。

記

犯罪被害者等代理援助受任者の事務所所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎が所在する場所（事務所所在地簡易裁判所）と、犯罪被害者等代理援助受任者が犯罪被害者等代理援助を実施するために赴いた場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎が存在する場所（出張先簡易裁判所）との間の直線距離（1キロメートル未満の端数は切り捨てる。）を基準として、その距離が10キロメートルの範囲内にあるときは零とし、これらの間の距離が10キロメートル以上のときは、その距離に、下記表1の左欄に掲げる当該距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

（表1）

左 欄	右 欄
10 キロメートル以上 100 キロメートル未満	1 キロメートルにつき 30 円
100 キロメートル以上 301 キロメートル未満	1 キロメートルにつき 50 円

301 キロメートル以上	(1) 301 キロメートル未満の部分 1 キロメートルにつき 50 円 (2) 301 キロメートル以上の部分 1 キロメートルにつき 40 円
--------------	--

(宿泊費)

第30条 センターは、犯罪被害者等代理援助受任者が犯罪被害者等代理援助案件の処理のため目的地に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、犯罪被害者等代理援助受任者が、通常の経路及び方法を用い、事務所所在地を出て目的地において必要かつ相当な活動を行った後に事務所所在地に戻るまでの間に、宿泊をすることが必要かつ相当である場合には、下記に定める基準により、宿泊費を支給することができる。

記

宿泊費の額は、一夜当たり、宿泊地が、下記表 2 に定める甲地方である場合には 8,500 円、乙地方である場合には 7,500 円とする。

(表 2)

甲地方	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市
乙地方	甲地方以外の地域

(業務方法書別表 1 1 の 2 (注) 2 に定める遠隔地)

第31条 業務方法書別表 1 1 の 2 (注) 2 の「別に定める遠隔地」とは、犯罪被害者等代理援助受任者が犯罪被害者等代理援助を実施するため犯罪被害者等代理援助受任者の事務所所在地から離れた目的地に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、犯罪被害者等代理援助受任者が、通常の経路及び方法（自家用車の使用が通常の方法と認められる場合を含む。）を用い、当該事務所所在地を出て当該目的地において必要かつ相当な活動を行った後に当該事務所所在地に戻る場合において、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。）の合計が240分を超える目的地をいう。

(カウンセラーの費用の支出要件)

第32条 業務方法書別表 1 1 の 2 項目「6 カウンセラー費用（旅費込み）」に基づいて、カウンセラー（医師、臨床心理士、公認心理師及び犯罪被害者を支援する団体の専門相談員等をいう。以下同じ。）の費用を支給する場合の要件は、この条の定めるところによる。

- 2 カウンセラーの費用は、犯罪被害者等が犯罪被害者等代理援助に係る事務の準備及び追行に際して、犯罪被害者等代理援助受任者と犯罪被害者等法律援助被援助者の打合せに、カウンセラーが同席した場合（カウンセラーに費用を支払った場合に限る）に支給することができる。
- 3 犯罪被害者等法律援助被援助者は、カウンセラーの費用の支給を求めるときは、次の各号に掲げる資料をセンターに提出しなければならない。

- (1) 医師の診断書等、カウンセラーが同席することの必要性を確認するための資料
- (2) カウンセラーの資格を確認するための資料
- (3) カウンセラーに費用を支払ったことを示す領収書等の資料
(端数処理)

第33条 業務方法書別表 1 1 及び別表 1 1 の 2 において、一定の割合を乗じて各報酬及び実費の金額を算出すべきものと定められている場合に、算出した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第 6 章 犯罪被害者等立担保援助

(犯罪被害者等立担保援助の期間)

第34条 犯罪被害者等立担保援助の期間は、支払保証委託契約締結日又は供託日より 2 年を超えないものとする。ただし、裁判所における民事事件に関する手続（以下「本案事件」という。）についての訴えが係属中であるなど特別の事情があり、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、更に 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

- (1) 期間満了の 2 か月前までに犯罪被害者等代理援助受任者又は犯罪被害者等法律援助被援助者から期間延長の申出がなされ、センターが期間延長を要すると判断した場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、センターが期間延長を要すると判断した場合
(保全の必要がなくなった場合の犯罪被害者等代理援助受任者又は犯罪被害者等法律援助被援助者の義務)

第35条 犯罪被害者等代理援助受任者又は犯罪被害者等法律援助被援助者は、本案事件の勝訴判決の確定等の事由により担保の必要がなくなったときは、直ちに担保取消しの手続を取り、センターに対し、保証金及びその利息を返還し又は支払保証委託契約原因消滅証明書を提出しなければならない。

- 2 犯罪被害者等代理援助受任者又は犯罪被害者等法律援助被援助者は、民事保全手続の不奏功その他の事由により当該民事保全手続の必要性がないことが明らかになったときは、直ちに当該民事保全手続の申立てを取り下げて担保の取消しの手続を取り、担保の取消しが認められた場合は、センターに対し、保証金及びその利息を返還し又は支払保証委託契約原因消滅証明書を提出しなければならない。

(犯罪被害者等代理援助受任者又は犯罪被害者等法律援助被援助者の報告義務)

第36条 犯罪被害者等代理援助受任者又は犯罪被害者等法律援助被援助者は、民事保全手続の申立て後、速やかに本案事件について訴えの提起又は調停の申立てをするものとする。

- 2 犯罪被害者等代理援助受任者又は犯罪被害者等法律援助被援助者は、第一審、控訴審及び上告審のそれぞれにおいて判決言渡しがあったとき、本案事件の判決が確定したとき並びに相手方から損害賠償請求訴訟等（本案における相手方からの反訴を含む。）を提起されたときは、直ちにセンターにその旨報告しなければならない。本案事件が判決以外の事由により終結したときも同様とする。

(犯罪被害者等代理援助終結後の立替金の償還方法を定める際に犯罪被害者等法律援助被

援助者に提出を求める資料等)

第37条 センターは、業務方法書第80条の35第9項において読み替えて準用する第59条第1項の規定に基づき犯罪被害者等法律援助被援助者から生活状況を聴取するに際し、犯罪被害者等法律援助被援助者に対し、疎明資料の提出を求めるものとする。ただし、償還期間が3年を超えない場合は、この限りでない。

(犯罪被害者等代理援助終結後の立替金の償還方法を定める際の基準)

第38条 センターは、業務方法書第80条の35第9項において読み替えて準用する第59条第2項に基づき、犯罪被害者等代理援助終結決定において定める立替金の償還方法は、原則として、センターが指定した期限までにその指定した方法により一括して支払う方式とする。ただし、センターは、特段の事情があると認めるときは、立替金を月ごとに割賦で償還すべき旨を定めることができる。

2 センターは、前項ただし書の場合においては、その月額を5,000円以上とする。ただし、犯罪被害者等法律援助被援助者及びその配偶者の1か月の合計収入額(犯罪被害者等代理援助案件の加害者等から1か月又はこれより短い期間ごとに金銭等を得ることとなった場合は、その額を含む。)から、業務方法書別表1の第1の1で定める額に0.7を乗じた額、家賃、住宅ローン、医療費、教育費及びその他職業上やむを得ない出費等の負担を控除した金額(以下「可処分金額」という。)が零を下回る場合は、償還の難易を考慮して、5,000円を下回る額とすることができる。

3 センターは、前項の月額を定めるに当たり、立替金の償還期間が原則として3年を超えないものとされていること及び犯罪被害者等法律援助被援助者の可処分金額の5割を上限の目安とすることを考慮するものとする。

(準生活保護要件)

第39条 業務方法書第80条の35第9項において読み替えて準用する第65条第1項第2号に規定する「前号に該当する者に準ずる程度に生計が困難」とは、犯罪被害者等法律援助被援助者が、次の各号の要件をいずれも満たすときをいうものとする。

(1) 犯罪被害者等法律援助被援助者の収入(手取り月収額(賞与を含む。))をいう。)にその配偶者の収入を加算した額が、業務方法書別表1の代理援助及び書類作成援助資力基準第1の1の一で定める額を70パーセントへと減じた上で同基準第1により定められる額以下であること(犯罪被害者等代理援助終結決定後においては、犯罪被害者等法律援助被援助者がその配偶者とは別に居住しており、かつ、その扶養を受けることができないときを除き、同基準第1の2の二はこれを適用しない。)

(2) 犯罪被害者等法律援助被援助者及びその配偶者が保有する不動産、預貯金その他の資産について、当該資産を償還に充てることができない合理的事情があること。

(児童手当等の取扱いについて)

第40条 前条第1号の収入を判断する場合においては、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を控除することができる。

(資力回復困難要件)

第41条 業務方法書第80条の35第9項において読み替えて準用する第65条第1項第2号に規定

する、犯罪被害者等法律援助被援助者が「将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められるとき」には、特段の事情がない限り、犯罪被害者等法律援助被援助者に次の各号に掲げる事由が認められる場合を含むものとする。

(1) 65歳以上の高齢者

(2) 重度又は中度の障害のある者として以下のいずれかに該当する者

ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給を受けている者

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金の支給を受けている者

ウ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害保障給付を受けた者のうち、その対象となった身体障害の障害等級が1級ないし7級に該当する者

エ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち同手帳に1級ないし4級と記載されている者

オ 精神障害者福祉手帳の交付を受けている者のうち同手帳に1級ないし2級と記載されている者

(3) 前号の障害のある者を扶養している者

(4) 疾病により長期の療養を要するため、現に収入を得ておらず、かつ、今後1年程度の間に労務に服することが見込めない者

(5) 前各号に準ずる事由により、今後1年ないし2年で、現在よりも生計が改善される見込みに乏しい者

（所定の申請書の提出に代わる申請方法）

第42条 業務方法書第80条の35第9項において読み替えて準用する第65条第2項ただし書に規定する「理事長が別に定める方法」は、センターの職員が申請を受理した旨の調書を作成し、理事長に提出する方法とする。

第7章 犯罪被害者等代理援助の終結

（業務方法書第80条の23第5項ただし書等に規定する費用等）

第43条 業務方法書第80条の23第5項ただし書及び同第80条の24第4項ただし書に規定する費用等は、犯罪被害者等代理援助案件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として支出することとなると認められる費用であって、第11条各号に掲げるもののうち、当該犯罪被害者等代理援助の申込みの日から、業務方法書第80条の23第1項又は第80条の24第1項の請求の日から起算して1年が経過するまでの間に支出することとなる費用であり、当該費用を支出することが必要かつ相当と認められるものとする。

2 犯罪被害者等法律援助被援助者は、センターに対し、前項の費用のうち、犯罪被害者等代理援助の申込みの日から業務方法書第80条の23第1項又は第80条の24第1項の請求の日までに生じた費用を疎明する資料を提出しなければならない。

（業務方法書第80条の31第3項ただし書に規定する費用等）

第44条 業務方法書第80条の31第3項ただし書に規定する費用等は、犯罪被害者等代理援助案

2 犯罪被害者等法律援助被援助者は、センターに対し、前項の費用のうち、犯罪被害者等代理援助の申込みの日から業務方法書第80条の22第3項の規定により終結報告書を提出した日までに生じた費用を疎明する資料を提出しなければならない。

第45条 業務方法書第80条の34に規定する犯罪被害者等代理援助終結決定を変更する決定は、センターが、当該犯罪被害者等代理援助案件の犯罪被害者等代理援助終結決定の日又は当該犯罪被害者等代理援助案件の立替金若しくは業務方法書第80条の23第6項若しくは第80条の31第4項の規定により決定した負担金（以下「立替金等」という。）に係る債権が消滅した日のうちいずれか遅い日から1年以内に業務方法書第80条の34第1項各号に掲げる事由があると認めた場合にすることができる。

第46条 センターは、立替金等の残額が7万円以下であり、かつ、従前の償還状況その他の事情にかんがみ、立替金等の償還を免除することが相当であると認めるときは、業務方法書第80条の41において読み替えて準用する同第66条第4号に該当するものとみなしてこれを免除することができる。

第47条 業務方法書第80条の41において読み替えて準用する同第66条（第1号、第3号及び第5号に係る部分に限る）及び第68条の規定は、センターが業務方法書第80条の19第4項、第80条の21第2項、第80条の29第2項及び第80条の31第5項による決定をした場合に準用する。この場合において、「犯罪被害者等法律援助被援助者」とあるのは「犯罪被害者等代理援助受任者」と、「立替金又は第80条の23第6項、第80条の24第5項若しくは第80条の31第4項の規定により決定した負担金」とあるのは「債権」と、「償還」とあるのは「返金」とそれぞれ読み替えるものとする。

第48条 センターは、不服申立てがあった場合において、業務方法書第80条の37の規定によりこれを却下しないときは、当該不服申立てに関する審査を開始する。

3 センターは、不服申立てに関する審査を開始したときは、不服申立てをしなかった犯罪被害者等法律援助申込者、業務方法書第80条の11第4項ただし書による決定を受けた犯罪被

害者等法律相談担当者、犯罪被害者等法律援助被援助者及び犯罪被害者等代理援助受任者（以下、この条において「利害関係者」という。）にその旨を通知する。

- 4 不服申立てに関する審査は、非公開とする。
- 5 利害関係者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、不服申立てと関連しないものは、この限りでない。
- 6 センターは、必要があると認めるときは、前項の規定により証拠書類又は証拠物を提出しようとする者に対し、その標目及びこれにより疎明しようとする事実等を記載した書面を提出するよう求めることができる。
- 7 センターは、業務方法書第80条の39第1項に定める決定をしたときは、提出者に第5項の規定により提出された証拠書類又は証拠物を返還する。

第9章 その他

（文書の送付）

第49条 犯罪被害者等法律援助業務において、センターが犯罪被害者等法律援助申込者、犯罪被害者等法律援助被援助者又は犯罪被害者等法律援助契約弁護士その他の利害関係者（以下この条において「利害関係者等」という。）に対して文書を送付するときは、あらかじめ利害関係者等がセンターに届け出た連絡先を送付先とし、郵便により行う。

- 2 前項の場合において、普通通常郵便により発送した文書は、センターが利害関係者等に対して文書を発送した日の翌々日（翌々日が日曜、祝日又は国民の休日であるときは、その後の最初の平日）に、利害関係者等に到達したものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、センターは、犯罪被害者等代理援助受任者に対する決定書、報告の督促その他の事務連絡の文書の送付を、ファクシミリその他適宜の方法によってすることができる。この場合、センターの犯罪被害者等代理援助受任者に対する通知は、送信日に犯罪被害者等代理援助受任者に到達したものとみなす。

附 則

この細則は、令和8年1月13日から施行する。